

山梨県公報

第二百六十一号

令和四年

二月十七日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………三七
○道路の供用開始……………三七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三七
○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………三八
○一般競争入札について(二件)……………三八
○土地区画整理組合の解散認可……………四一
○開発行為に関する工事の完了について……………四二

告示

山梨県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町矢細工字水上三四〇四、字長根三四三九から三四四四まで、三四五一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水上三四〇四・字長根三四四〇・三四四一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年三月十日まで一般の縦覧に供する。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
国道	一三七号	南都留郡富士河口湖町河口字井坪五二〇番二地先から 南都留郡富士河口湖町河口字井坪五二二番四地先まで	六六・七	令和四年二月十七日

山梨県告示第三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十五号と二号の標柱を結んだ線に囲まれた区域
急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十五号と二号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

丸林の1						
一	甲州市	大和町	初鹿野	丸林中村	一九八〇番地先	
二	同	同	同	同	道路敷	
三	同	同	同	同	同	
四	同	同	同	同	一九九五番	
五	同	同	同	同	一九九七番地先	
六	同	同	同	同	道路敷	
七	同	同	同	同	同	
八	同	同	同	同	一九九八番地先	
九	同	同	同	同	道路敷	
十	同	同	同	丸林東村	一九九九番	
十一	同	同	同	同	二〇二三番一	
十二	同	同	同	同	同	
十三	同	同	同	同	二〇二四番三	
十四	同	同	同	同	同	
十五	同	同	同	同	二〇二五番	
十六	同	同	同	同	同	
十七	同	同	同	丸林中村	一九九九番	
十八	同	同	同	同	同	
十九	同	同	同	同	同	
二十	同	同	同	同	一九九八番	
二十一	同	同	同	同	一九九七番	
二十二	同	同	同	同	一九九五番	
二十三	同	同	同	同	一九八〇番	
二十四	同	同	同	同	同	
二十五	同	同	同	同	同	

山梨県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 認定番号 山梨県指令建住第五千二十九号
- 二 認定対象区域 中央市山之神字立川千二百二十二番二、千二百二十二番六百四十八、千二百二十二番六百五十七、字上茱萸千三百四番二十四、千三百十番一、千三百十番十二、千三百十番十三、字下茱萸千三百八十三番一、千三百八十三番九、千三百八十三番十、千四百十二番七
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 山梨県庁構内LED照明機器
 - (二) 数量 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 借入期間 令和四年四月一日から令和十五年三月三十一日までのうち連続する十年間
- 4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部資産活用課庁舎管理室

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止

等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

7 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿における認定種目のうち、「リース」又は「リース・レンタル」に係る登録を受けていない者

8 平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日までにおいて国又は地方公共団体と三年以上の賃貸借契約を締結し誠実に履行した実績のない者又は公告の日において現に当該契約を締結している者であつて、契約締結の日から三年以上を経過している契約の実績を有していないもの

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和四年三月十六日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課庁舎管理室

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 六七(三)に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和四年三月十六日（水）までの間に

において、次のいずれかの方法により交付する。

(一) 直接交付 県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、六七(三)に掲げる場所において直接交付する。

(二) メールによる交付 メールで入札説明書を請求するときは、件名に「山梨県庁構内LED照明機器等貸借に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、六七(三)に掲げるメールアドレス宛てに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を入れること。

(三) 郵便による交付 郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「山梨県庁構内LED照明機器等貸借に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手（百四十円）を貼った角形二号（A四判）の郵便封筒及び名刺等の連絡先（住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等）が分かるものを同封して、六七(三)に掲げる場所まで郵送すること。なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年三月二十九日（火）午前十時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇四会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課庁舎管理室宛てに令和四年三月二十八日（月）午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に違反したとき。

- 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有

- 5 前払金の有無 無

- 6 契約書作成の要否 要

- 7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目山梨県総務部 資産活用課庁舎管理室
(電話〇五五―二二三―一三九一)
(メールアドレス chosya@pref.yamanashi.jp)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: LED Lighting for the

Yamanashi Prefectural Government Office, 1 unit

- 2 Date and time of tender: 10:30AM March 29, 2022

- 3 Bureau in charge: Office Management Division, General Affairs Department,

Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi

400-8501 Japan TEL 055-223-1391

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

ケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量

(一) 名称 第四期統合サーバーサービス提供業務

(二) 数量 一式

- 2 役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和九年十二月三十一日まで

- 4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 7 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有する者を配した体制を用意

できることを別に知事が定めるところにより明らかにしない者
四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期

(一) 申請書を持参で提出する場合 この公告の日の翌日から令和四年三月十四日(月)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

(二) 申請書を郵送で提出する場合 令和四年三月十一日(金)まで

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年三月七日(月)までの日(県の休日を除く。)

2 入札説明書の交付方法 (一) この公告の日の翌日から令和四年三月七日(月)までの日(県の休日を除く。)

(二) 以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年三月一日(火)午前十時までに六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所 (一) 日時 令和四年三月三十日(水)午前十時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和四年三月二十九日(火)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三一から七までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二二三―一四一七)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Service provision work for integration server 1 set

2 Date and time for tender: 10:30AM March 30, 2022

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanaishi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaishi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合

二 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内

三 解散認可の年月日 令和四年二月九日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字梨ノ木三千四百八十九番三、三千四百九十番二、三千四百九十番九、三千四百九十一番二、三千四百九十一番三、三千四百九十二番二及び三千四百九十三番三並びに字上ノ段三千七百三十三番二の一部、三千七百三十四番、三千七百三十五番一、三千七百三十五番二、三千七百三十五番八、三千七百三十六番、三千七百三十七番、三千七百三十八番一の一部、三千七百三十八番二、三千七百三十九番の一部、三千七百四十番の一部、三千七百四十番二の一部、三千七百四十三番の一部、三千七百八十五番一の一部、三千七百八十五番二の一部、三千七百八十六番一の一部及び三千七百八十七番二の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百番地

富士河口湖町長 渡辺喜久男